

A1 一般的な事業者の消費税額の納税額の計算方法は次の通りです。一般的にいう消費税は国税である「消費税」と地方税である「地方消費税」で構成されています。

【設例】

- 課税売上高：6,000 万円（税込金額）
- 課税仕入高：2,000 万円（税込金額）の場合

①税抜金額の課税売上高：57,142,857 円（=6,000 万円×100/105）となります。

（消費税の計算方法）

②事業者の消費税の納税額を計算する場合、まずこの税抜金額の課税売上高の千円未満を切り捨てます。

⇒57,142,857 円⇒57,142 千円

③つぎに、上記の 57,142 千円に 4%の税率（消費税のうち国税部分）を乗じた金額を計算します。

⇒57,142 千円×4%=2,285,680 円

④また、上記の税込金額の課税仕入高 2,000 万円に 4/105 を乗じて、これに含まれている国税部分の消費税額を計算します。

⇒2,000 万円×4/105=761,904 円

⑤課税売上高に含まれている国税部分の消費税 2,285,680 円から課税仕入高に含まれている消費税額 761,904 円を控除した金額の 100 円未満を切り捨てた金額が国税部分の納付税額となります。

⇒2,285,680 円-761,904 円=1,523,776 円⇒1,523,700 円

（地方消費税の計算方法）

⑥国税部分の消費税の納付税額に 25%を乗じて計算して地方消費税額を計算します（100 円未満切捨）。

⇒1,523,700 円×25%=380,900 円

（納税額）

上記を合わせた金額が納付すべき消費税の納税額の合計額になります。

⇒1,523,700 円+380,900 円=1,904,600 円